

船舶事故調査報告書

令和7年9月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年8月5日 01時00分頃
発生場所	石川県輪島市猿山岬北北西方沖 猿山岬灯台から真方位346° 4.6海里（M）付近 （概位 北緯37° 23.9′ 東経136° 42.0′）
事故の概要	漁船大漁丸 ^{だいにりょう} が巻き網漁の操業中、甲板員がロープと揚網機の側壁の間に右手を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和6年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大漁丸、19トン IK2-5702（漁船登録番号）、大漁丸水産有限会社 17.47m（Lr）×5.06m×1.62m、FRP ディーゼル機関、558.98kW、昭和60年1月6日 第244-21892号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）  写真1 本船
乗組員等に関する情報	船長 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年1月25日 免許証交付日 令和2年10月30日 （令和8年1月24日まで有効） 甲板員A 65歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）

<p>損傷</p>	<p>なし</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか14人（日本国籍9人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、巻き網漁の網船（本船）、運搬船1隻、灯船3隻、小型漁船（レッコボート）1隻の計6隻で船団を組み、猿山岬北北西方沖の漁場に向け、令和6年8月4日17時00分頃に石川県志賀町富来漁港を出航した。</p> <p>本船が行う巻き網漁は、本船から、本船の後部甲板に積んだ漁網の一端をレッコボートに渡して固定し、灯船を中心として魚群の周囲を約3～4ノットの対地速力で時計回りに旋回しながら投網を行い、レッコボートに接近したのち、渡した漁網の一端を受け取り、魚群を漁網で取り囲み、揚網を行うものであった。（図1参照）</p> <div data-bbox="715 792 1225 1205" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 本船の投網方法（イメージ）</p> <p>本船は、19時00分頃、漁場に到着して船長が手動操舵で操船に当たり、僚船と共に魚群探索を行った。</p> <p>船長は、灯船の周囲に魚群が集まった後、漁網の一端をレッコボートに渡して固定して約70mのえい航索でつないだレッコボートをえい航し、魚群の遊泳方向や潮流の向きを考慮しながら投網開始地点を探していた。（図2参照）</p> <div data-bbox="539 1599 1422 1738" data-label="Diagram"> </div> <p>図2 本船のレッコボートのえい航状況</p> <p>甲板員Aともう1人の甲板員（以下「甲板員B」という。）は、左舷船尾甲板におり、投網開始時、甲板員Aは揚網機の船首側に腰を掛けて「浮子網^{あば}*1」の海面伸出を防ぐために揚網機のパイプに仮止めして</p>

*1 「浮子網」とは、水面に浮かせて使用する網で、網の上部に浮子を、下部に沈子を取り付けることをいう。

いたロープ’（以下「本件ロープ」という。）を放す作業に、甲板員Bは揚網機の左舷側に立ってレッコポートとのえい航索を放す作業にそれぞれ従事していた。（図3、写真2参照）

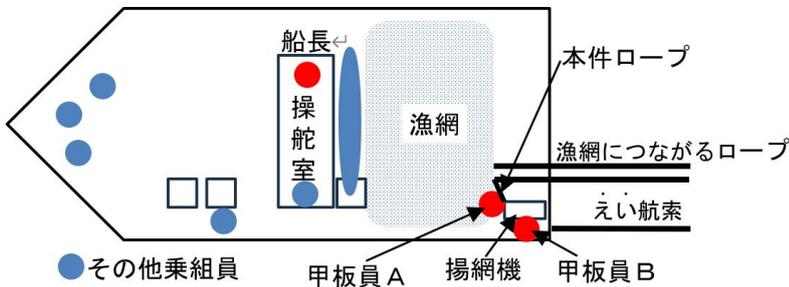


図3 乗組員配置図

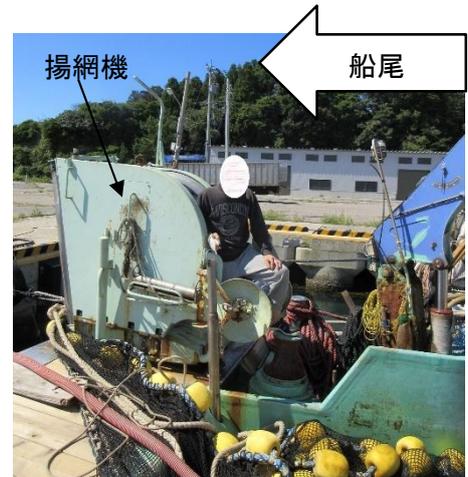


写真2 甲板員Aの作業位置（再現）

船長は、灯船の南西方から投網を開始することとし、5日01時00分頃、マイクで「やるぞ」と声を掛け、その後、笛を吹いて投網作業開始の合図を行った。

甲板員Bは、船長の合図の笛の音を聞き、本船とレッコポートとのえい航索を放した。

甲板員Aは、船長の「やるぞ」の声で、揚網機のパイプに仮止めしていた本件ロープの結び目をほどいて手に持ち、その後、船長の笛の合図と同時に本件ロープを放したところ、本件ロープが伸びしなかったため本件ロープに結び目ができてどこかに引っ掛かったと思い、本件ロープに右手を添えたところ、本件ロープが緊張し、右手ゴム手袋の先端部分が本件ロープと揚網機の側壁との間に挟まれた。（写真3～5参照）



写真3 投網作業開始前（再現）（仮止め状態）



写真4 船長の笛の合図後（再現）（仮止めを放した状態）

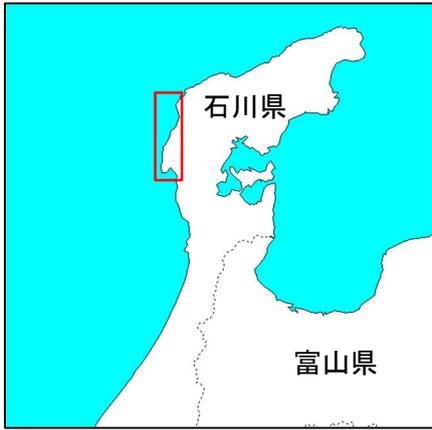


写真5 本事故時（再現）

甲板員Aは、緊張した本件ロープが切断して漁網が海中に伸出した

	<p>ので、右手に痛みを感じていたものの、投網作業を続けた。</p> <p>船長は、投網作業終了後、乗組員からの知らせを受けて、甲板員Aが負傷したことを知り、灯船の1隻を本船の船尾に横付けさせ、甲板員Aを移乗させて帰港させることにした。</p> <p>灯船の船長は、02時40分頃に119番通報を行い、甲板員Aを乗せて富来漁港に帰った。</p> <p>甲板員Aは、帰った後、通報を受けて待機していた救急により、病院に搬送され、30日間の入院及び通院加療を要する右手示指、中指及び環指の不全切断と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、巻き網船団の乗組員としての経験が約25年あり、令和2年から本船の船長兼船団の漁労長を務めていた。</p> <p>甲板員Aは、巻き網船団の乗組員としての経験が約40年あり、本船には、甲板員として乗り組んで主に船尾甲板での作業に従事していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、カップの上下、固型式救命胴衣、長靴、ゴム手袋を着用していた。</p> <p>本船は、本事故当時、海上が平穏で船体動揺はなく、後部甲板はLED作業灯の照明により作業に支障がない明るさであった。</p> <p>船長は、漁労作業員全員に対し、巻き網漁中は伸出するロープや漁網に近づかないように日頃から注意をしていた。</p> <p>甲板員Aは、ふだんの投網開始時、本件ロープを放した際、本件ロープの結び目等が引っ掛かって伸出しないことがあり、その際、手で問題なく引っ掛かった本件ロープを処理できていたので、今回も船長に報告していなかった。</p> <p>甲板員Bは、投網作業開始時、揚網機の左舷側で船尾方を向き、えい航索を放す作業に従事していたので、本件ロープが引っ掛かっていたことに気付いていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、猿山岬北北西方沖において、投網作業開始時、甲板員Aが、伸出させようと手を離れた本件ロープが何かに引っ掛かった際、本件ロープの状況を確認せずに本件ロープに右手を添えたことから、その直後に本件ロープが緊張して、右手手袋の先端部分が本件ロープと揚網機の側壁との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件ロープが引っ掛かった際、今まで手で問題なく引っ掛かったロープの処理をしていたことから、本件ロープの状況を確認しなかったものと考えられる。</p>

	<p>船長は、ふだんの投網開始時、甲板員Aが、本件ロープを放した際に本件ロープの結び目等が引っ掛かって伸出しないことがあり、その際、手で問題なく引っ掛かった本件ロープの処理をしていたことを知らなかったことから、本事故発生時のような状況であっても本件ロープに近づかないように注意することができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が猿山岬北北西方沖で投網作業開始時、甲板員Aが、伸出させようと手を離れた本件ロープが何かに引っ掛かった際、本件ロープの状況を確認せずに本件ロープに右手を添えたため、その直後に本件ロープが緊張して、右手手袋の先端部分が本件ロープと揚網機の側壁との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、投網作業中、伸出するロープが引っ掛かった際、不用意にロープや漁具に近づかないこと。 ・ 漁船の船長は、操業時における手指等の甲板機器への巻き込み等の事故事案（ヒヤリハットも含む）の発生について、乗組員が随時報告できる環境を醸成し、乗組員の安全意識の向上を図るとともに、適時適切に全乗組員に対し、具体的な安全指導を実施すること。



付図1 事故発生場所概略図

